

生産緑地地区の指定の要件

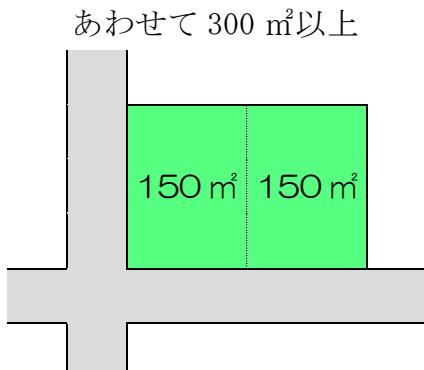
川越市都市計画課

■ 生産緑地地区の指定の要件

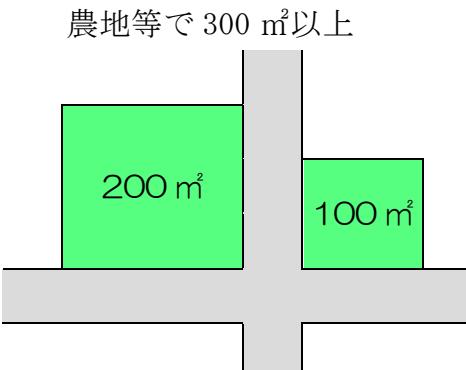
- (1) 現に耕作されている市街化区域内の農地で、一団で面積が 300 m²以上あること
 - ・面積要件を引き下げる条例制定により、500 m²以上から 300 m²以上になりました。
 - ・近接する他の方の農地と合わせて 300 m²以上でもかまいません。
(※同一または隣接街区に存在する農地のうち、合算対象となる農地は単独で 100 m²以上の農地とする)
- (2) 良好的な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設用地として適していること
 - ・接道していること。
 - ・耕作放棄されてたり、塀で囲まれているものは指定できません。
 - ・著しく不整形な農地は指定できません。
- (3) 用排水など、農業の継続が可能な条件を備えていること

■ 生産緑地地区指定の例

- ・物理的に接している農地で



- ・道路や水路を挟んだ



このほかにも指定出来る場合がございます。個々の状況についてはご相談ください。